

令和4年 7月 第5回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 7月 25日(月)					
開催場所	小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 2時 15分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 3時 00分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子(会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	13名		欠席委員	1名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
		新井 實一				
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度7月第5回総会を開会いたします。

開会時間は午後2時15分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番「田下三枝子」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号7番「河村恵」委員、9番「遠藤勉」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。本議案は農業委員会改選後初めての議案となりますので、概要について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかるとのことです。

農地法第3条許可申請についての審議は農業委員会改選後初となりますので、まずその概要について説明させていただきます。

こちらは既にお配りしております研修テキスト②「農地法」の6ページからも記載がありますが、今回は別紙でお配りしている「農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第3条）について」に従ってご説明いたします。

「農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です」とあります。簡単に言うと農地法第3条は土地利用が農地のまま変わらず、権利の変更のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。農地法第3条の許可権者は農業委員会会長となりますので、この総会で許可、決定しますと、所有権等の権利の移動ができることとなります。

農地法第3条の主な許可基準としては、まず「全部効率利用要件」があります。これは申請農地を含め、現在所有している経営農地の全てを効率的に耕作または管理していることを確認いたします。

続いて、「農作業常時従事要件」でございます。年間150日以上農業に従事していただくこととなっております。

続いて、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計が下限面積以上を必要とする「下限面積要件」です。これにより経営農地が下限面積以下の方は農地を取得することができません。なお、小川地区・大河地区・竹沢地区は30a（3000㎡）、八和田地区は50a（5000㎡）が下限面積となっております。

また法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすことも許可要件となります。

さらに申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこととする「地域との調和要件」があります。

法人の場合は5要件、個人の場合は4要件を満たすものにつきまして許可することとなりますので、許可基準と照らし合わせながら議案ごとに説明させていただきます

概要については以上です。

- 議長 他に質問、意見はありますか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。
河村委員の着席を命じます。
- (河村委員、着席)
- 議長 つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号2番について、ご説明いたします。
- (申請番号2番について読み上げ)
- 先ほどと同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。
記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。
- 残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
- 最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1 番中野委員 議席番号1番の中野が報告いたします。
全ての農地を確認しまして、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」共に満たしていることを確認しました。以上報告とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号3番について、ご説明いたします。
- (申請番号3番について読み上げ)
- 先ほどと同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。
記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。
- 残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
- 最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員 議席番号5番の笠原が報告いたします。
7月23日午前9時にパトリアおがわに集合しまして大河地区委員の5名で現地調査を行いました。
現地は山菜、ワラビ、タラの芽が耕作されておりました。
獣の被害防止のため、農地の周囲には電気柵が設置されておりました。全ての農地を問題なく耕作され、地域との調和もされておりました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。つづきまして申請番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号4番について、ご説明いたします。
- (申請番号4番について読み上げ)
- 先ほど同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。
記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。
- 残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
- 以上、説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員 議席番号5番の笠原が報告いたします。
現地はナス、キュウリ等の野菜が作付けされ、全ての農地が耕作されておりました。
また、地域との調和も問題なくされておりました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので申請番号4番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 次に、日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮るとのことです。
- 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」は所有者以外の方が農地以外に転用し権利設定をするものです。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。
- (申請番号1番について説明)
- 本申請について、転用後は砂利敷きで利用するとのこと、工事資金について見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地は本申請の譲渡人所有であることを申し添えます。
- 本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員 議席番号5番の笠原が報告いたします。
- 調査時において、現地はきれいに耕耘された状態でした。
- 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 議長 なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- 議長 次に、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告するとのことです。
- 事務局 (申請番号1を報告)
- 議長 以上報告いたします。
- 議長 ありがとうございました。
- 議長 次に、日程5、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。申請番号1番について事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告するとのことです。
- 事務局 こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。
- 事務局 農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」「事業要件」「構成員・議決権要件」「役員要件」の4つになります。
- 事務局 本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。
- 事務局 農地所有適格法人についての詳しい資料は先月総会でお配りし、説明させていただきましたので、今回は割愛させていただきます。
- 事務局 現在、小川町内では5法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の1法人の報告となります。
- 事務局 では、報告をしていきます。
- 事務局 1点目、「法人形態要件」についてですが、“株式会社（非公開会社に限る）、持ち分会社又は農事組合法人”であることが条件とされています。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該会社は、株式会社（非公開会社）となっておりますので「適」と認められます。
- 事務局 2点目、「事業要件」についてですが、“売上高の過半が農業（販売・加工含む）”であることが条件とされています。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業でありますので「適」と認められます。
- 事務局 3点目、「構成員要件」についてですが、“常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1超”であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件の内の一つとして、農地提供者①～⑦がごございます。本件は総数2名全員が、要件の一つである年間150日以上の②「農業常時従事者」でありますので「適」と認められます。

- 事務局
- 4点目、「役員要件」についてですが、“役員の過半が農業の常時従事者”であること、また、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）”であることが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事の状況」欄をご覧ください。本件は役員2名が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ年間60日以上の農作業をしておりますので「適」と認められます。
- 以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。
- なお、農地所有適格法人につきましては、お配りしているテキスト②「農地法」の18ページからも記載がありますので、各自目を通しておいてください。よろしくお願いいたします。
- 議長
- ありがとうございました。
- 次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長
- ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和4年度7月第5回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時です。